平成２８年（フ）第５０号
岐阜県高山市初田町１丁目50番地　シャネル２Ｆ
債務者　髙橋　真実
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
静岡県富士市久沢２丁目13番１号県営住宅Ｂ－103号
債務者　小澤　隆二
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２２６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑23番地１　ファミール高畑Ａ－103号
債務者　鬼頭　充英
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２２７号
愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑23番地１　ファミール高畑Ａ－103号
債務者　鬼頭　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３４８号
愛知県岡崎市赤渋町字上池42番地１　レジデンス家奈　405、前住所愛知県岡崎市大西町字奥長入35番地70　第１協栄荘　23
債務者　姉川　善積
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６８号
愛知県安城市安城町名広77番地４　名広マンション301
債務者　中津留慎之輔
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
兵庫県加東市社1485番地１　サニーハイムヤシロ102号、前住所兵庫県加東市社1485番地１　サニーハイムヤシロ403号
債務者　土肥耕次郎
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２６８号
香川県高松市川島本町283番地２
債務者　下田　一美（旧姓新居・尾筋）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５９４号
埼玉県川越市大字的場1349番地１（岸アパート103号室）
債務者　佐々木徹也
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６１０号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目24番地１（サンライズⅢ204号室）
債務者　浮田　遼輔
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６１５号
埼玉県所沢市中新井１丁目939番地の１　パリオ・ベルデＡ－202、前住所東京都羽村市双葉町１丁目３番１号
債務者　大和　直樹
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６３６号
埼玉県狭山市狭山台２丁目７番地の１　エクセルコーポ102
債務者　那覇　綾乃（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４４号
埼玉県狭山市富士見１丁目３番35号　ステーンリヴィエール101
債務者　池谷ナナミ
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２７号
香川県善通寺市吉原町2244番地
債務者　大西　　進
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第４６１７号
大阪府高槻市天神町２丁目11番25号　202号室
債務者　北川　武雄
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７３３号
大阪府寝屋川市池田新町11番９号
債務者　吉岡　浩美（旧姓船田）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７３４号
大阪府寝屋川市池田新町11番９号
債務者　吉岡　正義
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部